

岩手県告示第377号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和7年5月26日次のとおり顕彰した。

令和7年6月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
小田島 順造	活力あるクラブ活動の推進に尽力するとともに、私立学校の連携強化に努め、本県私学教育の振興と充実に貢献された。
及川 公子	県内女性団体のリーダー育成等を通じて、社会教育の推進に尽力するとともに、震災からの復興における男女共同参画の推進に貢献された。
小泉 寛	公共の利益の増進や私有財産との調整に努め、本県の公共事業の推進に尽力するとともに、県土の健全かつ均衡ある発展に貢献された。
岩渕 明	大学教育の充実と産学官の連携強化に努め、本県高等教育の振興に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献された。
中軽米 こう子	食生活改善推進員の資質向上に努め、県民の健康増進に尽力するとともに、健康寿命の延伸等に向けた施策の推進に貢献された。